

付録2 令和2年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に係属した事件83件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道令和2年(調)第1号事件	石油物流基地からの騒音等被害防止請求事件	2. 10. 19	北海道住民1人	石油元売会社 石油物流基地管理会社	被申請人の事業場の事業活動によって生じる悪臭のほか、石油タンクの解体や修繕等の工事によって生じる騒音・粉塵・振動により、健康被害を受けているため。よって、被申請人は、(1)悪臭等の原因となる自家発電機・ポンプ設備の稼働を停止し、検査等による稼働など、やむを得ない場合は稼働予定について事前連絡すること。(2)騒音の原因となる建物の解体等の工事は、実施時期・時刻に配慮し、事前に通知すること。(3)建物の解体等の工事の実施に当たっては、悪臭・騒音等への対策を講じること。(4)石油タンク解体工事を行う場合、関係者に対して説明会を実施すること。(5)被申請人が計画している申請人自宅との境界線上の壁設置は行わないこと。(6)工事によって生じた被害については、全額賠償すること。(7)これまでに生じた被害に対する損害賠償として、被申請人は申請人に対して金500万円を支払うこと。			
2	北海道令和3年(調)第1号事件	診療所からの騒音被害防止請求事件	3. 2. 17	北海道住民1人	医療法人	申請人は、被申請人の診療所の屋外に設置されたエアコンの室外機からの騒音により睡眠不足等の健康被害及び精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けているため。よって、(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の診療所に設置しているエアコン室外機からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、エアコンの運転時間を午前8時から午後7時までとし、それ以外の時間帯及び診療所の休診日のエアコンの運転を行わないこと。(3)上記の措置をとらない場合、被申請人は、令和3年12月31日までに診療所を現所在地から移転すること。			
3	青森県令和元年(調)第1号事件	砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件	元. 7. 26	青森県住民2人	砕石会社	被申請人が営む砕石場から発生する粉じんが、申請人のりんご畑に飛散し、りんごを出荷するために粉じん等を拭き取る作業に多くの労力・時間を要している。また、砕石場で使用する機械の騒音がひどく、携帯電話での会話も聞き取れない状態であるため、病気やけがなどの急を要する連絡もままならない。よって、被申請人は、(1)被申請人の砕石場から発生する粉じんを農地に飛ばさないこと、(2)被申請人の砕石場から発生する騒音を低減すること、(3)粉じん等の公害を抑えることが難しい場合、①年20万円程度の補償金を支払うこと、②農地の代替地の提供、③農地の買取り、のいずれかを行うこと。	2. 5. 15	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
4	青森県令和2年(調)第1号事件	有料老人ホームからの騒音被害防止請求事件	2. 11. 19	青森県住民1人	有料老人ホーム運営会社	被申請人は平成30年12月から、自らが営む有料老人ホームAの建物西側に設置しているエアコン室外機から騒音(低周波音)を発生させており、申請人はエアコン室外機から発生される低周波音により睡眠障害、めまい、圧迫感等の身体的、精神的苦痛を受けている。平成31年3月に被申請人により間仕切壁が設置されたが低周波音は残ったままであり、低周波音の対策を講ずるよう被申請人に幾度も依頼したが進展がなく、役場へ状況確認してもらったところ、被申請人からはこれ以上の処置はしない旨の回答があった。よって、被申請人が営む有料老人ホームAに設置しているエアコン室外機を南東側に移設すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
5	宮城県平成30年(調)第2号事件	自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	30. 4. 23	宮城県住民4人	自動車整備会社	申請人らは、被申請人工場の操業により、天気が良くても操業中は窓を開けることもできず、悪臭・騒音に悩まされており、同居する高齢者及び幼児への影響も大きく、不快やイライラを感じ、生活妨害を受けている。よって、被申請人は、(1)土日祝日及び平日午後5時以降午前9時までの間、工場施設を稼働して操業してはならない、(2)被申請人は、被申請人工場施設の操業時の騒音に関し、宮城県公害防止条例に基づき、上記操業時に55dB以下とするための対策を、臭気に関し宮城県悪臭公害防止対策要綱に基づき、敷地境界において臭気強度1.8以下とするための対策を講じること、(3)調停が成立するまでの期間につき、申請人に対し、相当額の賠償金を支払うこと。	3. 1. 7	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
6	宮城県令和2年(調)第1号事件	温泉施設からの騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	宮城県住民3人	温泉施設経営会社	申請人は本件鉱泉地の管理者に対して白煙、騒音及び漏水に関する損害への対策を講じるよう求めたが、管理者が転々としたことから何ら対策が講じられてこなかった。被申請人が管理するようになったが改善は認められず、損害が発生し続けた。よって、(1)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償を支払うこと。(2)被申請人は、本件鉱泉地より発生する白煙を防止するための効果的な白煙防止対策を講じること、(3)本件鉱泉地より発生する騒音を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること、(4)本件鉱泉地より漏水する源泉を防止するための効果的な漏水防止対策を講じること。			
7	宮城県令和3年(調)第1号事件	倉庫からの騒音振動被害防止等請求事件	3. 2. 19	宮城県住民1人	小売業会社	申請人は、被申請人が本件倉庫から発生させた騒音・振動により、苦しめられ続けられている。とりわけ、本件倉庫の周辺が静まりかえる午後9時頃から午前7時頃までの間は、受忍限度を著しく逸脱した筆舌に尽くし難い苦痛を被っているため。よって、被申請人は、本件倉庫から発生している低周波音その他の騒音、ユニットクーラーのモーターその他の振動を可能な限り低減するために必要な万全の措置を講じること。			
8	福島県令和元年(調)第1号事件	家庭用省エネ給湯器からの低周波音被害防止請求事件	元. 12. 13	福島県住民1人	福島県住民1人	被申請人宅の家庭用省エネ給湯器の低周波音により、頭痛、不眠、手足のしびれ、倦怠感、鼻血、イライラ、肩こり等の健康被害を受け、精神的、肉体的な苦痛を受けている。よって、被申請人宅の家庭用省エネ給湯器を現在の場所から据付けガイドブック(社団法人A)に沿った適切な場所へ移設し、防音壁を設置すること。	2. 7. 15	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
9	福島県令和元年(調)第2号事件	分譲宅地から検出された放射性物質撤去等請求事件	元. 12. 20	福島県住民1人	化学工業会社 建設会社	(1)申請人Aは、被申請人B社から土地付き建物を購入したが、平成25年9月にC市が行なった放射線モニタリング調査で敷地内から異常に高い放射線量が検出され、放射性物質による汚染が判明した。また、C市から「原子力発電所事故由来の放射性核種ではないことから、除染の対象とはならない。」との回答があった、(2)このため申請人Aは被申請人B社に原因の調査及び対処を求め、被申請人B社は分譲前の土地所有者である、被申請人D社に対し、調査を要請した。外部調査会社の調査の結果、ラジウム226等による高い放射線量が確認された、(3)本件土地は、平成18年まで被申請人D社が所有していたが、それ以前は個人が	2. 7. 14	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						農地として利用していたものであり、発見された放射性物質は一般人が取得可能なものではなく、放射性物質を取り扱う事業者でなければ取得し得ないようなものである、(4)被申請人D社は、一部放射性物質を含む研磨材の取扱いを認めていること、平成30年10月頃、別の土地で放射性物質の撤去作業を行っていたようであり、本件土地で発見された放射性物質が自社のものではないとの主張は不自然なものといわざるを得ないこと等から、本件放射性物質は被申請人D社が排出したものである、(5)以上より、放射線被曝による健康被害が懸念されるとともに、本件土地の資産価値の回復が必要である。よって、被申請人は、申請人宅から検出された放射性物質を撤去する、もしくは撤去費用相当額の損害賠償を行なうこと。			
10	茨城県令和元年(調)第1号事件	コンクリート製品製造工場からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	元. 11. 15	茨城県住民1人	コンクリート製品製造会社	被申請人は、コンクリート製造業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動及び粉じんにより、精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し金500万円を支払うこと、(2)被申請人は、工場の機械を撤去又は移転すること。	2. 11. 26	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
11	茨城県令和3年(調)第1号事件	物流倉庫からの振動防止等請求事件	3. 2. 12	茨城県住民1人	運輸・物流会社	被申請人事業場からの振動及び騒音の発生により、穏やかな生活をする環境が奪われたことやトラックがいつ来るか分からない不安等により、精神的苦痛、睡眠を妨げられたことによる身体的苦痛を受けているため。よって、被申請人は、(1)振動及び騒音をなくし日々平穏な生活ができるような環境に戻すこと。そのためにはa)業務時間を平日9時から17時までにすること。b)業務日を月曜日から金曜日までの平日のみにすること。c)年末年始の期間(毎年12月30日から1月3日まで)は業務をしない日にすること。d)上記a)b)c)以外は、申請人と被申請人双方の合意ができない場合は業務をしないこと。e)物流倉庫の申請人宅側の面に鉛入り防音シートと吸音シートを設置すること。f)床全面に防振効果が見込める厚さ5ミリメートル以上で塗装等を施すこと。効果が無くなった時及び5年ごとに塗り替えを実施すること。塗装の施工後に年月日が記載された写真を提供すること。g)配達車全車両に荷物の重量に見合った厚さ5センチ以上の防振マットを荷室全面に設置すること。h)荷物を物流倉庫床面で取り扱う時は荷物の重量に見合った厚さ5センチ以上の防振マットを床面に設置しそのうえでのみ取扱をすること。i)カゴ車には荷物の重量に見合った厚さ5センチ以上の防振マットを設置しその上に荷物を載せること。j)配達車、カゴ車及び床面で使用する防振マットには購入年月日を記し、2年ごとに新品と交換すること。k)トラックのパワーゲートと物流倉庫床面が接地する箇所には防振ゴム等で防振するとともに作業時には補助部品等を境界面に設置して作業すること。l)トラックからカゴ車を降ろすときは二人以上で作業し、カゴ車車輪が物流倉庫床面に接地する前に一度完全に停止さ			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						<p>せること。m)トラックにカゴ車を載せる時は二人以上で作業し、勢いをつけて載せるようなことをしないこと。必要であればウインチ等を使用すること。n)全車両の全てのドアはラッチやヒンジ等に潤滑剤等を塗布して軽く締められるようにすること。または電動化すること。o)手で扱う荷物等は、荷物の荷重が完全にテーブル等に移行するまで力を抜かないこと。軽い荷物であっても投げたり落としたりしないこと。</p> <p>p)計量器を用意し、荷物を置くときに荷物重量の最大値で1.2倍以上が計量器に加わらないように荷物を置く訓練をすること。</p> <p>q)シャッターは開閉時における異音が発生しないように常時メンテナンスをすること。</p> <p>r)物流倉庫内に、正確な時間と作業状況がよくわかるようカメラを複数台設置し映像及び音を常時記録すると同時に、振動を常時測定できるものを最低1台設置すること。申請人から要求があったときに映像、音及び振動の情報が得られなかった場合は情報が得られない時間につき損害金を支払うこと。納得できる理由書を提出すること。</p> <p>s)申請人が上記r)の設置状況確認を要求したときはいつでも物流倉庫内への立ち入りを許可し状況を報告すること。</p> <p>t)作業時は振動及び音の発生がないように今まで以上に十分に注意を払い作業をすること。</p> <p>u)申請人宅及び周辺の狭い公道にトラックを駐停車しないこと。</p> <p>v)上記にある全てを実施しても振動及び音の発生によって睡眠が妨げられる場合は物流倉庫全体に専門業者による有効な方法をもって防振及び防音対策を施すこと。</p> <p>(2)申請人の精神的苦痛や身体的苦痛に対して損害賠償として金500万円の支払いを求める。</p>			
12	埼玉県令和3年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う騒音等損害賠償請求事件	3. 3. 11	埼玉県住民1人	市(代表者市長)	<p>申請人は精神科に(平成4年8月から)29年間通院し、パニック障害、不安障害、神経過敏などで治療を受けている。被申請人が発注した工事(令和2年7月開始)の騒音及び振動は申請人の心身に多大な影響を与え、病状を悪化させ、服薬量も増加傾向にある。これ以上申請人の心身を悪化させるのを防ぐ為に、工事時間帯の騒音及び振動から逃げる為に(令和2年12月10日から)物件を賃貸せざるを得なかった。申請人は自宅で仕事をしている生活である為、今も自宅にて仕事出来るのを何より望んでいる。しかし、自らを守る為に望まずに物件を借り、借りた物件にて仕事をしている。騒音及び振動から逃げるように避難する日々である。また、自身のみならず、次男(7歳)の為でもある。次男は聴覚過敏、触感過敏などで、A市の発達相談センターに相談、フォローやアドバイスを受け、令和2年9月より学校生活でも配慮を頂いている。また、令和3年2月に医療機関の外来にて聴覚過敏、感覚過敏と診断された。土曜日、また、長期休暇で自宅に居る事は彼の神経に著しい苦しみになるので、彼を守る必要性もある。尚、学童保育も土曜日のみ一時利用したが、平日の放課後、また長期休暇の時の利用者は100人超の為、先の特性により利用は困難である。望まずに借りなければならないのは明らかに工事が</p>			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						要因であり、その発注者であるA市に騒音及び振動の回避等に係る費用（賃貸等に係る費用）の補償を求める。また、家賃の充当の要望期間は、令和2年12月から令和3年12月まで要望する（契約発生時に最低1年間の賃貸を求められている為。もしその前の退去の場合、家賃1か月分の違約金が必要）。若しくは、工事内容によっては騒音及び振動が収まり、体調が回復するまでとする。よって、工事の騒音及び振動の回避等に係る費用（賃貸した物件に係る初期費用の支払い及び家賃等（治療費の補償、精神的慰謝料））を被申請人に求める。（賃貸契約（令和2年12月10日～3年12月9日まで（騒音等が収まり体調が回復するまで））			
13	埼玉県 令和3年 (調)第2 号事件	幼稚園からの騒音 被害防止 請求事件	3. 3. 30	埼玉県 住民1人	学校法人	申請人は、象の形状をした遊具（以下「当該遊具」と呼ぶ）による騒音により精神的苦痛を受けており、騒音発生時は無理に外出せざるを得ないことも多く、通常の生活を送ることができない。再三にわたり申し入れを行っているが無視されている。よって、被申請人は、騒音を発生させている、当該遊具を従来あった位置に戻さなければならない。			
14	千葉県 令和2年 (調)第1 号事件	一般廃棄物中間処理場からの騒音被害防止請求事件	2. 6. 22	千葉県 住民2人	一般廃棄物中間処理業者	申請人は、被申請人の操業当初からの騒音に加え、一般廃棄物処理施設稼働後の騒音被害により、精神的苦痛、生活の不自由さ、不眠・動悸・頭痛等の体調不良に悩まされており、騒音対策及び慰謝料等を求めている。よって(1)被申請人は、圧縮梱包機の稼働音、重機・大型トラック・トラック・ごみ収集車等・出入りする他社トラックの車両音等、従業員の声、ベルの音を、環境基準値以下の数値まで下げる対策をすること。(2)(1)の対策ができない場合は、移転もしくは操業を停止すること。(3)(1)又は(2)の対策ができない場合は、申請人住所の土地建物を、不動産評価額に諸経費を追加した5,000万円で購入すること。(4)被申請人は、申請人が受けている精神的苦痛に対する慰謝料として、申請人住所に入居した日より、(1)(2)(3)の対策が完了するまで、1人に対し1日1万円を支払うこと。	3. 3. 16	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
15	千葉県 令和3年 (調)第1 号事件	ボイラーからの悪臭被害防止請求事件	3. 1. 18	千葉県 住民1人	千葉県 住民1人	被申請人が、冷暖房や風呂の湯沸かし等に使用している、灯油を燃料としたボイラーからの悪臭により、申請人及びその妻が痰や激しい咳等の健康被害に悩まされており、改善を求めているが聞き入れてもらえないため。よって、被申請人はボイラーを使用しないこと。			
16	東京都 令和元年 (調)第1 号事件	鉄道騒音防止請求事件	元. 5. 8	東京都 住民8人	鉄道会社	申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている、(2)申請人所有建物は賃貸マンションとして賃貸しているが、住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、被申請人側の騒音がひどく、申請人自身で防音対策を行っても賃借人から騒音被害の訴えが止まない、(3)賃借人募集にあたり、成約・賃料について不利に働いている。よって、(1)被申請人は、申請人の居住周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること、(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置して			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						も騒音の最大値が75dBを下回らない場合、C駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。			
17	東京都令和元年(調)第2号事件	給湯・暖房機器移設請求事件	元. 11. 18	東京都住民1人	東京都住民1人	申請人は、(1)被申請人の家が新築されてより、今までに感じたことのない振動を伴う騒音を感じるようになった、(2)申請人及び家族は、被申請人宅の給湯・暖房システムが稼動する日は、騒音・振動に悩まされ十分な睡眠がとれない、(3)不眠症、左眼結膜下出血、頭痛等健康被害が生じている。よって、被申請人は、居住する土地に設置するガス・電気ハイブリッド給湯・暖房システム機器を、申請人周囲の居宅に騒音や振動を与えない位置に移設すること。	2. 10. 22	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
18	東京都令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件	2. 3. 2	東京都住民2人	金属製品製造会社	(1)申請人らは、被申請人の工場の隣地に住んでおり、申請人宅と被申請人工場建物の間はわずか91cmと至近である、(2)申請人らは、被申請人の工場から発生する騒音・低周波音により、不眠その他の体調不良が深刻になった。平成30年10月にはかなり明確に低周波音と振動を感じるようになった。同年11月頃から、申請人Aは病院で薬を処方されているが、日中の仕事に支障をきたすほどの眠気が残るため、令和元年9月7日を最後にやむを得ず服用を控えている。(3)申請人Bは、抑うつ状態、睡眠障害と診断されており、現在も服薬している。(4)区から貸し出しを受けた騒音計で、令和元年10月～11月に測定を行ったところでは、騒音規制基準を超えていなかったものの、低周波音と思われる音も含めて、適切有効な対策を実現するためには、専門の方の測定を踏まえた原因究明と、効果の予測を踏まえた対策をする必要がある。よって、(1)被申請人が騒音規制基準を超える騒音を申請人との敷地境界・申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の遵守が困難な場合は、夜間の作業を自粛すること、(2)被申請人が低周波音の発生源を確認し、低周波音による物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値以下で、又は申請人らに苦痛を与えないように、体感調査に基づく適切な対策をとり、申請人の睡眠に差し支えないようにすること、(3)被申請人の工場操業にともなう申請人宅の建物や建具類等を振動させないように対策をとること。			
19	東京都令和2年(調)第2号事件	工事一時中断、粉じん等防止措置請求事件	2. 5. 27	農業法人	建設会社	申請人は水耕栽培を用いて果実栽培や同栽培用施設の販売等の事業を行っているところ、中央新幹線(リニア新幹線)の非常口新設工事がその隣接地で行われ、申請人の事業に壊滅的な影響を生じていることから、話し合いによりその早急な解決を求める。よって、被申請人は、工事を一時中断し、申請人の事業に配慮した対応(粉じん・騒音・振動の防止)を行うこと。			
20	東京都令和2年(調)第3号事件	物流倉庫からの騒音防止請求事件	2. 10. 1	東京都住民2人	物流会社	被申請人事業地の倉庫及び隣接する駐車場から発生する騒音のため、慢性的な睡眠不足をはじめ、血圧の上昇、動悸等の被害を受けているため。よって、(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の倉庫と隣接する駐車場からの騒音を東京都が定める騒音に係る規制基準値以下に低減すること、(2)被申請人は、倉庫と隣接する駐			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						車場での操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、(3)上記の処置をとらない場合、被申請人は、倉庫と隣接する駐車場を現在地から移転すること。			
21	東京都令和3年(調)第1号事件	公園からの騒音防止請求事件	3. 2. 25	東京都住民1人	市(代表者市長)	令和2年3月頃(新型コロナウイルス感染症の発現以来)より、A公園利用者数の急増及び利用状況の変化により発生した騒音について、被申請人へ対策を依頼したにも関わらず根本的解消につながる対策がなされず、在宅勤務への支障、日常生活における精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、A公園において、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第136条別表第13日常生活等に適用する規制基準以上の騒音が発生しないよう、①騒音計の設置、②公園内での小学生以上の球技の禁止、③公園を利用する親子に対し騒音軽減につながる啓発などの対策を実施すること(2)市民のワークショップを経て作成されたA公園基本プランに沿った公園の運営・整備を実施すること。			
22	東京都令和3年(調)第2号事件	公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件	3. 3. 1	東京都住民1人	野外レクリエーション企画運営会社(代表者区長)	煙と悪臭のため日常生活に支障を来している。また、同被害のために申請人所有のマンション入居者が退去することにより損害が生じる恐れがある。よって、被申請人は、A公園内のバーベキューサイトの運用再開を行わないこと。			
23	東京都令和3年(調)第3号事件	住居設備等からの低周波騒音低減請求事件	3. 3. 12	東京都住民2人	独立行政法人	申請人らは、被申請人の賃貸住宅である住所地に入居して以来、低周波騒音のために下から突き上げるような振動を感じ、手足の痺れ、痙攣、不眠、目まい、吐き気、イライラ感等の被害を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人らによる低周波騒音調査に協力して、被申請人の賃貸住宅Aの設備乃至住戸からの低周波騒音を低減すること、(2)被申請人は、申請人らによる低周波騒音調査に協力するに際しては、調査対象設備の開錠及び電源のオンオフを行い、測定機器の設置を認めること。			
24	神奈川県令和2年(調)第1号事件	低周波騒音被害防止請求事件	2. 5. 1	神奈川県住民2人	神奈川県住民1人	申請人Aは平成29年11月頃から、耳障りな奇妙な低音に悩まされ始め、やがて不眠症状、肩こり、圧迫感(憂鬱感)、血圧上昇などの心身不調を訴える状態となり、低周波発生機器が身体的に障害を発生させていると考えている。また、不眠、集中力の低下や健康に被害が及んでいる。よって、被申請人は、(1)家庭用省エネ給湯器ユニット大小2台による低周波騒音を無くすこと、(2)家庭用省エネ給湯器ユニット大小2台を撤去すること(撤去する費用と代替給湯器の設置及び購入代金の一部負担を検討する)。	3. 1. 26	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終了した。
25	神奈川県令和2年(調)第2号事件	コンビニエンスストア駐車場におけるアイドリングストップの条例義務履行等請求事件	2. 10. 6	神奈川県住民1人	小売業会社	たばこについては、駐車場で喫煙をする者が多く、受動喫煙防止条例に基づく防止がされていないため。アイドリングについては、平成25年頃に駐車場ができて以来、駐車している車両がエンジンを切らないで休憩や待機していることから、騒音や悪臭がひどいため。よって、被申請人は、(1)A市生活環境の保全等に関する条例のアイドリングストップの義務を守ること、(2)望まない受動喫煙の防止をすること。	3. 2. 9	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終了した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
26	神奈川県令和3年(調)第1号事件	近隣事業所からの騒音防止等請求事件	3. 1. 26	神奈川県住民2人	ダイレクトメール発送代行業者	被申請人活動地において、特に朝5時から夜9時までの間発生するフォークリフトのエンジン音やパレットの運搬移動音などの騒音により通常の生活に支障をきたしており、安眠妨害、精神不安定の症状が発生しているため。よって、被申請人は、(1)騒音対策として、東側ロシャッターの開放による騒音、フォークリフトのエンジン音・駆動音、搬出入による車両エンジン音、パレットの運搬による際の移動音、東側作業場各階の窓開放により漏れる機械音、東側搬出入口による搬出入の際の段差プレートの金属音、東側ベランダより人の大声の会話音等の迷惑行為の騒音対策を講じること、(2)近隣住人の安全確保、迷惑駐車による通行全般の妨げ行為、他人の敷地内で方向転換を行う行為等の交通安全対策を講じること。			
27	神奈川県令和3年(調)第2号事件	隣家からの低周波音防止請求事件	3. 3. 15	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	被申請人敷地内の家庭用省エネ給湯器の低周波音により申請人が体調不良、睡眠障害となっているため。よって、被申請人は、敷地内の家庭用省エネ給湯器を申請人への低周波音の影響がない場所へ移設若しくは停止して低周波音をなくすこと。			
28	山梨県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	30. 3. 12	山梨県住民1人	食品製造会社	被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。	2. 7. 30	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
29	岐阜県令和2年(調)第1号事件	運送会社からの騒音等被害防止請求事件	2. 2. 25	岐阜県住民7人	運送会社	被申請人の事業活動による騒音と砂埃により、生活環境等に大きな被害が出ている。よって、被申請人は、(1)午後11時から翌日の午前6時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人各敷地に50dBを越えて到達させない、(2)午前6時から午前8時まで、午後7時から午後11時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人各敷地に60dBを越えて到達させない、(3)午前8時から午後7時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人各敷地に65dBを越えて到達させない、(4)高圧洗浄機を使用した洗車を行わないこと、(5)被申請人の敷地内においては、バックブザー音を消音すること、(6)被申請人の敷地内においては、エアブレーキ音を発生させないこと、(7)被申請人の敷地から発生する砂埃・水しぶきを、申請人各敷地に入らないようにすること。	2. 6. 16	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
30	静岡県平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	31. 1. 30	静岡県住民1人	自動車製造販売会社	被申請人は、自動車製造業を営む会社であり、A社B工場において夜中まで操業に係る騒音が発生している。申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、申請人自宅で体感する騒音を防止するため、A社B工場の稼働停止も考えた上で確実な対応を行うこと、(2)被申請人は(1)で記載した対応が困難である場合は、申請人の現在の居宅と同程度の住宅への転居に要する費用、騒音を原因として発症した病気に係る医療費用、及び法律相談費用を支払うこと。	3. 2. 12	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
31	静岡県令和元年(調)第2号事件	建築鉄骨製造会社からの騒音等被害防止請求事件	元. 9. 13	静岡県住民1人	建築鉄骨製造会社	建築鉄骨溶接を営む被申請人工場から発生する騒音、振動、煙及び粉塵によって、申請人の生活に支障が生じており、申請人が被申請人に対策を希望する。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、被申請人工場から発生する騒音、振動について、申請人の生活に支障がないレベルまで抑えるように速やかに万全の対策を講じること、(2)被申請人は、被申請人工場から排出される煙や粉塵が申請人宅に流れ込むことのないよう速やかに万全の対策を講じること。	2. 9. 29	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
32	静岡県令和元年(調)第3号事件	金属製品加工工場からの騒音等被害防止請求事件	元. 11. 22	静岡県住民1人	金属製品加工会社	被申請人が営業を行なっている工場から発生する騒音、粉じんにより、窓が開けられない状態で、騒音については朝から晩まで連続して響いている状態である。粉じんについては、自宅及び自家用車に積もることもあり、その都度掃除、洗浄を行なっている状態で、精神的、肉体的に苦痛を受けており、根本的な対応を被申請人に求める。よって、被申請人は、工場から発生する騒音及び鉄粉等粉じんについて、申請人宅に被害が発生しないように確実な対策をとること。また、対策後に被害が発生した場合は適切な対応をとること。	2. 8. 21	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
33	静岡県令和2年(調)第1号事件	茶工場からの粉じん被害防止請求事件	2. 3. 16	静岡県住民1人	茶製造会社	申請人は、被申請人の工場から発生する粉じん(茶の塵)がひどく、工場側の窓を開けることができない状態である。また、通常の掃除ではきれいにならず、専門の清掃業者に清掃を依頼しなくてはならない状況である。よって、被申請人は、排気筒の向きを変えて茶の塵が申請人宅ではなく、被申請人宅に落ちるようにする等の対策を講じることにより、排出される茶の塵の量を1/3以下に減少させること。			
34	愛知県平成31年(調)第1号事件	食肉加工組合からの騒音・悪臭被害防止請求事件	31. 3. 8	愛知県住民1人	食肉加工組合	申請人は、被申請人の工場から発生する定期的な音や不規則な音に常に晒され続けて生活しなければならない状態であり、ほぼ一年中、窓を開けることができない上、各種の音のほとんど全ては窓を閉めていても聞こえる。また、悪臭もあり、特に夏の間は臭いがひどいことから、窓を閉めて生活せざるを得ない。このような生活を強いられる申請人の精神的苦痛は甚大である。申請人の被害の実態と騒音・悪臭のレベルを踏まえれば、これらの騒音・悪臭による申請人の被害は受忍限度を超えるものである。よって、被申請人は、騒音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じること。	3. 1. 18	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
35	愛知県令和元年(調)第2号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	元. 5. 15	愛知県住民5人	愛知県住民3人	(1)被申請人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している、(2)被申請人のカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人は、防音措置を講じて、騒音を低減すること。			
36	愛知県令和元年(調)第3号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ	元. 5. 31	愛知県住民1人	建設会社市(代表者市長)	(1)申請人は、不動産仲立人から、農地造成のための残土搬入を持ちかけられ、道路面よりも低いレベルでの水田を造成するための残土搬入を承諾し、数日間道路面のレベルでの埋立は完了したものの、その後も	2. 9. 1	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
		公害防止請求事件				<p>大量の残土搬入が続いた、(2)建設残土は、D建設会社が建設業者に搬入させたものである。申請人は、D建設会社に対し、残土の搬入中止を連絡したが、D建設会社は残土の搬入を続け、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(3)申請人が調査したところ、被申請人B社を発生元とする建設残土が大量に搬入されており、同社によると、搬入された残土の量は10トンダンプで合計245台分、1,350㎡とのことである。この中には、C市の市庁舎建設の作業所から搬出された掘削残土も含まれているとのことである、(4)無秩序な残土の堆積は、降雨や地震で土砂崩れを起こし、隣接の道路や農地、排水路に重大な支障を及ぼし、生活環境に重大な支障を及ぼすおそれがある。よって、(1)被申請人は、申請人の所有地（以下「本件土地」という。）上の建設残土のうち、1,350㎡（10トンダンプ245台分）を撤去すること、(2)被申請人C市は、本件土地上の建設残土のうち、被申請人B社と共同して、新庁舎建設にからみ同市の所有地から掘削された残土に相当する残土を撤去すること。</p>			<p>みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。</p>
37	愛知県令和元年(調)第4号事件	自動車部品塗装工場からの粉じん・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	元.10. 4	愛知県住民3人	自動車部品塗装会社	<p>申請人らは、(1)申請人Aが平成29年9月に自宅兼ヘアサロン店舗を建設し、居住・営業を開始したときから、被申請人工場から発生している粉じん及び悪臭が申請人恵美子の自宅及び土地内に入り込んでおり、頻繁な清掃を余儀なくされ、換気もできず洗濯物も干せない状況になっている、(2)申請人Aと同居している申請人Bが平成30年9月に過敏性肺炎と診断され、自宅から離れて療養を受けることが必要と判断されて入院した後、自宅に戻っては症状が悪化し、再び入院するということを繰り返している、(3)申請人Cは、平成30年6月に住居を購入し、同月末から居住している。住居を販売した業者と被申請人との間で、被申請人工場に設置されている排煙口2か所から粉じんや廃棄物が越境して排出され、住居北側の壁等が汚れていることを前提に、当該排煙口を使用しないこと、全ての排煙口から排出された粉じんは、被申請人の責任と費用負担にて迅速に取り除くものとする、住居の購入者に引き継がれること等について合意書を取り交わしている、(4)しかしながら、実際には排煙口2か所の使用が継続され、かつ、排出された粉じんも放置されており、申請人Cの住居の清掃費用、住居に設置された太陽光発電システムの発電量不足及び清掃費用並びに所有車の清掃・塗装費用の各相当額の損害が発生している、(5)申請人は、上記被害や損害に対する対応を被申請人に求めたものの、これまでのところ被申請人による十分な対応は行われていない。また、申請人らから通知書を送付してさらに対応を求めたところ、被申請人より、第三者を介する形での協議を希望する旨の回答が行われた。よって、(1)被申請人は、被申請人住所地に所在する工場について、操業を行わないこと、(2)被申請人は、被申請人住所地に所在する工場について、防じん及び悪臭防止措置を講じて、粉じん及び悪臭を申請人住所地に排</p>	2.11. 4	調停打切り	<p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。</p>

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						出しないこと、(3)被申請人は、申請人Aに対し、金577万1,324円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(4)被申請人は、申請人Bに対し、金289万1,385円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(5)被申請人は、申請人Cに対し、金386万3,172円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。			
38	愛知県令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 12. 10	愛知県住民1人	不動産関係者建設会社市(代表者市長)	(1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀の上、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベルでの残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引き取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
39	愛知県 令和2年 (調)第1 号事件	太陽光発電施設からの水質汚濁等のおそれ公害防止請求事件	2. 9. 14	漁業生産組合	合同会社	申請人は地域住民によって水産協同組合法に基づき設立された漁業生産組合である。被申請人はA市において山林を開発した上、メガソーラーを設置、稼働させる事業者である。本件事業所は森林を大規模に伐採して裸地とし、メガソーラーを設置するものである。本件事業所の雨水は森林に保全されることなく、調整池に集水され、滞留した後に、余水が川に流れ出るようになる。また、本件養魚場の取水口は養鱒場上流部200m程度の位置に設置されているが、取水口上流側には2つの調整池の排水が流出する計画であり、1つの調整池の余水は取水口直近に流入し、もう1つは取水口上流側200mほどの位置にある。そのため、養魚場は本件事業所の調整池から流れ出る汚水の影響を直接受けることとなり、公害発生のおそれがあるため。よって、被申請人は、申請人の経営する養魚場の取水口の位置を、調整池の排水場所より上流部に被申請人の費用にて移動させること。	3. 3. 25	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
40	愛知県 令和2年 (調)第2 号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	2. 12. 15	愛知県 住民5人	愛知県 住民1人	被申請人が所有する店舗兼住宅の賃借人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、各店舗の防音が不十分であること、各店舗それぞれでカラオケを利用した場合、更に音が増幅することによって、騒音がうるさくて困っている。また、A市による注意によっても抜本的に改善しないため、賃借人を被申請人として、令和元年5月に公害調停を申請したところ。しかし、賃借人では防音対策が十分には実施されないことから、建物の所有者に対し、責任を持って防音対策を講じてもらうため本申請を行った。よって、被申請人は、所有する申請人らの自宅に隣接する土地に建てられた2階建ての店舗兼住宅の3軒長屋に防音措置を講じて、騒音を低減すること。			
41	三重県 令和2年 (調)第1 号事件	太陽光発電施設建設工事による水質汚濁被害防止請求事件	2. 9. 1	三重県 住民1人	太陽光発電会社	被申請人はA市市内で大規模な太陽光発電施設の建設を進めているが、降雨の度に濁水が発生してB湾の水質が悪化している。施設稼働後も濁水の発生や太陽光パネルに含まれる有害物質の流出によりB湾が汚染され、水産被害につながる恐れがあるため、事業者として防止措置を講ずるよう求めるもの。よって、被申請人は、(1)施設内で除草剤、合成洗剤を使用しないこと、(2)太陽光パネルに含まれる有害物質の流失防止措置をとること、(3)調整池の管理を適切に行い、調整池の水温を上昇させないこと、また、B湾に濁水を流出させないこと、(4)緑地の管理を適切に行うこと。	2. 12. 23	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
42	三重県 令和2年 (調)第2 号事件	牛ふん等堆肥化事業処理施設からの水質汚濁等被害防止請求事件	2. 9. 18	三重県 住民2人	農業協同組合 三重県 (代表者 知事)	被申請人A農業協同組合は、申請人所有の土地を賃借し行っている牛ふん等の堆肥化事業において、施設の処理能力を超えて牛ふんを持ち込み、野積みしたことにより、牛ふんを敷地内に散乱させ、雨水調整池に流入させて水質を汚濁させたことで、周囲の生活環境の保全に著しい支障をきたしたため。被申請人三重県は、被申請人A農業協同組合の廃棄物処理法違反行為に対し、しかるべき行政措置を講じる必要があるため。よって、(1)被申請人A農業協同組合は、申請人の所有地に飛散、散乱した牛ふん及び雨水調整池の汚濁水と底質土壌を撤去すること。(2)被申請人三重県は、以下の			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						措置をとること。(7)雨水調整池の水質と底質の行政検査を行うこと。(4)A農業協同組合に対し、雨水調整池の定期的な水質検査及び底質検査の実施と結果の報告を求めること。(9)雨水調整池の汚濁水と底質土壌が公共用水域に排出されることがないよう、A農業協同組合に対し、廃棄物処理法に基づく改善命令等を発出すること。			
43	京都府令和元年(調)第4号事件	学校法人からの悪臭被害防止請求事件	元. 12. 27	京都府住民1人	学校法人(大学)	(1)申請人自宅と本件施設との位置関係、(2)申請人が問い合わせた有機溶剤含有剤の使用が発覚したこと、(3)毎年同時期に同様の被害が繰り返し発生しているところ、被申請人が同時期に授業で使用していたことを認めていること、(4)他に原因となるような事実が存在しないこと等から刺激臭・悪臭の発生原因は被申請人の授業としか考えられない。そうであるにも関わらず、被申請人はかかる事実を否定し、当該授業の中止は困難などと回答していることからすれば、今後も同様の被害が繰り返される可能性が高いといわざるを得ない。よって、被申請人は、本件施設内において、有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭が発生する薬剤等の使用に際し、その刺激臭・悪臭が周囲に漏れないようにすること。	3. 1. 15	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
44	京都府令和2年(調)第1号事件	発電所からの悪臭・騒音被害防止請求事件	2. 7. 30	京都府住民107人	発電会社市(代表者市長)	被申請人発電会社Aの設置・運営する発電所からの悪臭及び騒音により健康や生活環境に被害が生じているため。本件発電所からのばい煙及び低周波音による健康被害の可能性があるため。発電の燃料生産に伴う環境破壊やライフサイクル全体での温室効果ガス排出量等の問題があるため。また、被申請人B市には、地方自治体として担うべき役割があるため。よって、(1)被申請人発電会社Aは、本件発電所から発生する臭気について、敷地境界において臭気指数10以下、かつ、排気口において臭気指数27以下になるように対策を講ずること、(2)被申請人発電会社Aは、本件発電所から発生する騒音について、夜間において、発電所外壁すぐ外の地点で最大50db(デシベル)以下になるように対策を講ずること、(3)被申請人発電会社Aは、本件発電所の燃料調達において、経済産業省ガイドラインに従った認証を取得した燃料以外の燃料を使用しないこと、(4)被申請人B市は、本件発電所から発生する臭気・騒音が、上記(1)(2)の基準以下に抑えられるような措置を講じる条例を制定するなどの適切な措置を講ずること、(5)被申請人B市は、本件発電所から発生する臭気・騒音につき、継続的に適切な測定を行うこと、(6)被申請人らは、本件発電所から発生する低周波音及びばい煙につき、継続的に適切な測定を行った上、被申請人発電会社Aにおいて、適切な対策を講ずること、(7)被申請人発電会社Aは、申請人各人に対し、本件発電所稼働中に受けた被害に対する損害賠償として相当額の金員を支払うこと、(8)被申請人発電会社Aは、本件発電所を再稼働させた場合には、申請人ら各人に対し、上記(1)(2)(6)記載の対策が講じられるに至るまで、1月当たり相当額の金員を支払うこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
45	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長)高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
46	大阪府平成31年(調)第1号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	31. 4. 16	大阪府住民2人	大阪府住民1人ガス会社 ガス機器販売及び工事会社	申請人らは平成30年2月頃から、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音等により、不眠、動悸等の体調不良が生じるようになった。平成30年5月頃から、申請人らは、被申請人に対して同機器の買取りや移設等の申し入れを行ったが、被申請人は対策を行わなかった。よって、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器の申請人らによる買取り、被申請人による同機器の移設など、運転音がしなくなるための措置を求めらる。	2. 9. 14	調停打切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
47	大阪府令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	元. 9. 2	大阪府住民3人	市(代表者市長)非鉄金属製品等製造会社	申請人は申請人所有の建物において、約6年前まで事業を営んでおり、当該建物の地下室床下に湧出する地下水を、事業に使用する車両設備の洗浄等に利用していた。平成9年5月、地下室内の地下水が急激に増加したため、被申請人市に相談した際、被申請人市が水質の測定を実施し、地下水に環境基準を大幅に超える有害物質が含まれていることが判明した。このため、被申請人市は、地下水汚染の原因であると考えられた被申請人企業と協議し、地下室内に湧水圧送設備を設置し、被申請人企業の浄化施設において浄化処理を行うこととした。それ以降、湧水圧送設備の維持管理については被申請人企業が行ってきたが、被申請人企業はこれを令和元年10月末をもって打ち切ることがを表明し、被申請人市は湧水圧送設備の撤去を前提に申請人に協議を申し入れている。本件圧送設備による地下水の浄化措置が打ち切られた場合、申請人らが地下水を処理するためには多額の下水処理料金が発生すること、下水処理を行わない場合は衛生面等で不安があることから、申請人らが湧水圧送設備の稼働継続を求めているにもかかわらず、被申請人は10月末で停止させる方針である。よって、(1)被申請人市は申請人所有建物に設置された湧水圧送設備の稼働を継続し、被申請人企業の浄化施設への圧送を継続すること、(2)被申請人企業は圧送された湧水を被申請人企業の費用負担のもと、処理するとともに、湧水圧送設備の維持管理を継続すること、(3)被申請人市は、申請人所有の建物に発生する湧水の浄化が完了したことを当事者双方が確認したときは、被申請人市の費用負担で湧水圧送設備を撤去すること。	2. 12. 28	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が承諾し、本件は終結した。
48	大阪府令和元年(調)第6号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	元. 12. 13	大阪府住民1人	大阪府住民1人電気通信機器製造販売会社	申請人は40年前から住所地に居住している。平成29年12月に被申請人が申請人の隣地に自宅を新築し、平成30年7月に被申請人企業製の18畳エアコン室外機を設置した。申請人はエアコン室外機の低周波により、不眠、頭痛、圧迫感などの体調不良が生じたため、平成30年12月から自己所有貸家へ避難した。本年4月に自宅に戻り被申請人に対し、エアコン室外機の小型化を要望したが聞き入れてもらえず、被申請人から苦情はメーカーに言って欲しいと言われ			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
						た。申請人は、エアコン室外機の低周波に耐え切れず、本年6月からワンルームに避難した。被申請人に対し、エアコン室外機による低周波の被害対策を実施するよう、また、避難に要した費用の支払いを求め。よって、(1)被申請人は申請人に対し、エアコン室外機による低周波の被害対策（小型2台への交換など）を実施しなければならない、(2)被申請人は連帯して、申請人が避難のため支出した費用を支払わなければならない。			
49	大阪府令和2年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの振動被害防止請求事件	2. 1. 29	大阪府住民1人	ゴム製品製造会社	申請人は住所地に約22年居住しており、申請人宅裏の工場は約11年前に引っ越して来た。令和元年12月から急に振動が酷くなり、市に相談したが改善は見られず、毎晩3時頃に振動で目が覚める。申請人は糖尿病やB型肝炎などを患っており、主治医には睡眠不足により血圧や血糖値が上昇すると言われている。よって、申請人宅裏の機械を夜間9時から朝6時まで停止することを求める。	2.10. 9	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
50	大阪府令和2年(調)第2号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民4人	市(代表者市長)高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
51	大阪府令和2年(調)第3号事件	建物解体工事に伴う粉じん等被害防止及び損害賠償請求事件	2. 5. 28	大阪府住民2人	建設会社	被申請人が所有する元倉庫は「建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分」の「レベル3：その他の石綿含有建材（成形板等）」に適合する建物であるが、平成31年4月、被申請人が養生シートも十分に張らないまま、突然解体工事を開始した。申請人は被申請人や下請業者らに対して、石綿粉塵のない適切な解体工事を行うように申し入れたが、一切対策がとられなかったため、申請人は大阪府及びA市に相談し、解体工事の一時中止が行政指導された。しかし、令和元年8月、解体工事が再開され、石綿を含む粉塵が申請人所有の土地及び建物のみならず、周辺の家屋等にも広く飛散した。令和2年1月中旬に解体工事は再度中止したが、周辺地域への粉塵の飛散防止対策が実施されないまま、令和2年5月に再開した。被申請人が粉塵防止対策等を十分に履行することを確約してくれなければ、申請人が再び石綿を含む粉塵の発生、飛散による被害や騒音による被害を被ることは避けられない。よって、(1)被申請人は、申請人との間にA市の元倉庫の解体工事にかかる調停が成立するまで解体工事を行ってはならない、(2)解体工事を行うにあたり、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省）に準じた工事を行うことを制約すること、(3)解体工事を行うにあたり、元倉庫に石綿含有形成版であるスレート波板が設置されている事実やその位置等を掲示することを誓約すること、(4)解体工事の前処理として、足場の設置や粉塵飛散防止シートの設置等を行うこと、(5)解体工事の除去作業において、スレート波板等を手作業で撤去			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						し、破断しないこと等を誓約すること、(6)解体工事の事後処理として、撤去する養生シートを丁寧に清掃すること等を誓約すること、(7)解体工事を平日の午前9時から午後5時の間のみに行うこと、(8)解体工事起因して発生する騒音につき55dB以下とすること、(9)上記(1)ないし(8)に定める事項に違反して申請人から催告を受けたときは、直ちに解体工事を中止し、違反状態が解消された事実を申請人が確認した後に、解体工事を再開すること、(10)上記(1)ないし(9)に定める事項に違反して申請人から催告を受けたときは、迷惑料を含む違約金として金3,000,000円を直ちに支払うこと。			
52	大阪府令和2年(調)第4号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 7. 17	大阪府住民1人	市(代表者市長)高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
53	大阪府令和2年(調)第5号事件	球技施設から生じる騒音振動被害防止請求事件	2. 8. 26	大阪府住民4人	社団法人	申請人らは共同住宅に居住しており、内1人は所有者である。被申請人の営業する球技施設から発生するボールの音や利用者が騒ぐ声などの騒音及び振動により生活に支障をきたしている。申請人らは被申請人に対し数回にわたり苦情を申し入れたが改善されず、本件調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、建物において令和2年8月17日から行った工事の詳細な内容を明らかにすること。(2)被申請人は、同建物で球技施設の営業を行うに当たり、当該営業によって生ずる騒音及び振動を申請人の受忍限度にとどめるための必要な措置(上記(1)工事による騒音及び振動の低減の効果測定、その測定結果を踏まえた追加工事、営業時間の限定等)を講ずること。			
54	大阪府令和2年(調)第6号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	2. 9. 3	大阪府住民1人	水産物加工会社	平成31年4月頃より、申請人は被申請人工場の室外機の騒音により眠れない状態が続くようになった。このため、被申請人や市に苦情を申し立てたが改善されず、令和2年4月に工場に新たに大きな機器が取り付けられてからは、より一層騒音が大きくなり不整脈が生じるなど事態は深刻化している。本件騒音問題の解決とこれまでの苦痛等の損害の回復を求め、申請に及んだものである。よって、(1)被申請人は低周波音を発生させないよう、防音壁の設置、機械の移動、機械の入替等相当な対策を講じなければならない。(2)上記措置を取らない場合は、半年の猶予期間後、加工場を移転しなければならない。(3)被申請人は、申請人に対し、金130万2330円を支払うことを求める。			
55	大阪府令和2年(調)第7号事件	建設工事騒音振動等被害防止請求事件	2. 9. 9	マンション管理組合	建設会社	申請人は、マンション管理組合の理事長である。被申請人は、申請人のマンションの東隣に8階建てのマンションの建設工事を開始している。申請人側マンションの住民は住環境悪化を懸念しており、被申請人は工事開始前に申請人側マンションの住民に対して説明会を開催し、その後も一定の交渉を行ったが、双方の主張に隔たりがあり、懸念が解消されないことから本調停に			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						及んだ。よって、(1)被申請人は、マンション建設中の騒音及び振動を軽減する措置をとらなければならない。(2)被申請人は、工場完成後に発生する可能性のある騒音について、これを軽減する措置をとらなければならない。(3)被申請人は、マンション屋上に設置する排気管の設置箇所・個数・形状について明らかにするとともに、その臭気が申請人側のマンションへ流入しないための措置をとらなければならない。(4)被申請人は、マンション建設による日照影響について調査を行い、日照時間の短縮による住環境の悪化を軽減する措置を取らなければならない。			
56	大阪府令和2年(調)第8号事件	集合住宅騒音被害防止請求事件	2. 11. 24	大阪府住民3人	大阪府住民2人	申請人らは集合住宅の住民であり、被申請人は、申請人の上階に居住している。約1年前から、被申請人は椅子を引く音、人が飛び跳ねる振動等を深夜に及ぶまで発している。そのため、申請人はマンション管理組合を交えた被申請人との協議や、A警察署への通報を行ったが、一向に改善が見られなかったため本調停に及んだ。よって、(1)被申請人は、騒音について防音措置を講ずるなどの対策を講じなければならない。(2)被申請人は、重量衝撃音について軽減する措置を講じなければならない。(3)被申請人は、午後8時から午前7時まで防音装置を講じなければならない。			
57	大阪府令和3年(調)第1号事件	粉じん被害防止請求事件	3. 1. 4	大阪府住民1人 倉庫会社	建材販売会社	遅くとも5年ほど前から、被申請人が管理する砂等が、申請人が所有・共有する土地に飛散し、申請人が所有又は管理するソーラーパネルの汚損及び発電量の低下や建物・自動車・貨物の汚損等の被害が生じている。これまで申請人から被申請人に対し防塵柵の設置や損害賠償等を求めてきたが、解決が困難と思料したため、本件調停申請に及んだものである。よって、(1)被申請人は、被申請人が管理する砂等について、防塵柵を設置するなどの対策を講じなければならない、(2)上記措置を取らない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない、(3)被申請人は、申請人に対し、金3,349,460円を支払わなければならない。			
58	大阪府令和3年(調)第2号事件	小売店舗騒音振動被害	3. 3. 9	大阪府住民1人	小売業会社	申請人は集合住宅の住民であり、被申請人は、集合住宅の近隣で小売業を営む事業者である。平成29年頃から、昼夜を問わず被申請人店舗の屋上にある室外機から、ブーンブーンという音が聞こえ始めるようになったため、当時居住していた集合住宅から現住所に転居したが、転居の効果なく、以前同様の不快な音に悩まされ続けた。そのため、市の環境局に調査を依頼したが、被申請人が何ら対策を講じなかったことから本調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、屋上に設置している十数台の室外機及び1階荷受け場のダクト排出口から発生する騒音・振動について軽減するように防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない、(2)被申請人は、騒音・振動が引き起こす睡眠障害・ストレス障害が無い日常生活を申請人が送れるように対策を講じなければならない。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
59	兵庫県平成30年(調)第3号事件	神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動車公害防止対策等請求事件	30.12.25	兵庫県住民4,809人	市(代表者市長)	(1)本件道路の不合理性、(2)本件道路整備による生活環境の悪化(大気汚染・騒音振動・眺望景観)、(3)重大事故の発生可能性、(4)地域の分断、(5)住民との合意・誓約に反する。よって、(1)本件道路の必要性・環境影響評価・中央幹線形状変更に関する説明及び協議、(2)代替案の検討・協議、(3)被申請人と住民との間の(過去の)合意の尊重、(4)本件道路建設工事に着手しないこと。	2.11.5	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
60	兵庫県令和2年(調)第1号事件	養鶏場からの悪臭等被害防止請求事件	2.5.8	兵庫県住民4人	兵庫県住民1人	申請者らは被申請者の所有する養鶏施設及び鶏糞搬入地から生じる悪臭、騒音、水質汚染等により生活妨害、営農への支障を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人農地上の鶏舎を撤去すること。(2)農地上の鶏糞を撤去し同地上に新たな鶏糞を搬入しないこと。(3)農地上の鶏糞を撤去するまでの間、鶏舎及び鶏糞から生ずる臭気が環境基準値を超えない状態を確保するための設備を設置すること。(4)撤去するまでの間に生ずる臭気、騒音等の環境上の問題につき、申請人が設置し定期的に対策を協議する地区協議会に参加し、誠意をもって協議に応じることを求める。			
61	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20.9.3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
62	奈良県平成30年(調)第1号事件	プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件	30.7.4	奈良県住民2人	プラスチック製品製造加工会社	申請人は、被申請人が工場に設置した集塵機の稼働により、耳鳴り・不眠・心窩部痛・全身倦怠感、動悸等の心身の苦痛を被っている。よって、申請人は、被申請人に対し、工場の集塵機の稼働の停止を求める。	2.10.13	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
63	島根県令和元年(調)第2号事件	鉱さいによる土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元.12.23	島根県住民1人	金属製品製造会社 建設会社	申請人所有の土地に鉱さいが埋め立てられているため、土地の価値が下がる。申請人は長期にわたり、精神的苦痛を被ってきた。よって、被申請人は、申請人所有の土地を元通りに戻すこと。	2.8.7	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
64	広島県平成30年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30.4.13	広島県住民4人	自動車解体会社	被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人らに対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、作業内容を改善すること。	3.2.8	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
65	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30.5.18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされないでいる。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
66	広島県 平成30年 (調)第3 号事件	鉄鋼会社 からの大 気汚染被 害防止請 求事件	30. 11. 9	広島県 住民1人	鉄鋼会社	家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、 鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購 入額から売却額の差額を請求する。	2. 7. 17	調停成立	調停委員会は、 2回の調停期日 の開催等手続を 進めた結果、調 停委員会の提示 した調停案を当 事者双方が受諾 し、本件は終結 した。
67	広島県 平成31年 (調)第1 号事件	飲食店か らの悪臭 被害防止 請求事件	31. 3. 26	広島県 住民4人	広島県 住民1人	営業中は窓が開けられないほか、営業準備 中からは洗濯物に異臭が付着する恐れがあ り、午後3時頃には毎日取り入れないとい けない。よって、申請人らが窓を開けても 屋内に異臭・油が入らないようにすること。 。	2. 11. 10	調停打ち切り	調停委員会は、 4回の調停期日 の開催等手続を 進めたが、合意 が成立する見込 みがないと判断 し、調停を打ち 切り、本件は終結 した。
68	広島県 令和元年 (調)第1 号事件	一般廃棄 物最終処 分場建設 に伴う土 壌汚染等 おそれ公 害防止請 求事件	元. 12. 3	広島県等 住民228 人	市(代表 者市長)	次期一般廃棄物最終処分場「A埋立地」の 整備が進められているが、設計及び施工等 に問題があると考えられる。よって、被申 請人は、広島県民の水がめであるB川の上 流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のC市 一般廃棄物最終処分場「A埋立地」におい て、現在の計画のまま処分場を整備し、か つ、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及 ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲 にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起 す可能性が非常に高いため、現計画の見直 しを行い、かかる公害の発生を未然に防止 すること。			
69	広島県 令和2年 (調)第1 号事件	鉄鋼会社 からの大 気汚染被 害防止請 求事件	2. 1. 14	酒類販売 会社	鉄鋼会社	被申請人の製鉄所が鉱質物の粉じんを外部 に飛散させたことによって、大気の汚染が 生じ、これによって、申請人の設置した太 陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パ ネルの機能低下及売電収入の減少という被 害が生じた。よって、被申請人は、申請人 に対し、8,333,000円及びこれに対する本 申請書送達の日翌日から支払済みに至る まで年5分の金員を支払うこと。			
70	福岡県 令和2年 (調)第1 号事件	浄水場宅 地造成工 事に係る 振動損害 賠償請求 事件	2. 2. 5	福岡県 住民1人	建設会社 不動産会 社	被申請人は、平成30年7月30日にA浄水場 跡地の撤去及び宅地造成工事に伴い、近隣 の家屋等に、(1)瓦の浮き、ずれ、油汚れ、 (2)壁のヒビ割れ、(3)クロスの破れ、(4)テラ スの汚れ、(5)雨樋の破損、(6)ソーラ天板の 油汚れの被害を生じさせた。よって、被申 請人は、共同して被害箇所の修理代、合計 994,338円を支払うこと。	2. 11. 30	調停打ち切り	調停委員会は、 2回の調停期日 の開催等手続を 進めたが、合意 が成立する見込 みがないと判断 し、調停を打ち 切り、本件は終結 した。
71	福岡県 令和2年 (調)第2 号事件	菓子工場 からの騒 音被害防 止請求事 件	2. 3. 16	福岡県 住民2人	菓子製造 会社	平成17年に申請人等が被申請人に対し、工 場及び低温倉庫の騒音対策を要求した結 果、対策を行い問題のない状況であった。 しかし、昨年3月頃から騒音によるスト レスを感じるようになり、市への相談や音源 の調査の結果、低温倉庫の送風機等に因る ものと判明した。また、工場西側の空調室 外機等の騒音も感じるようになった。低周 波による家屋の共振のように感じる騒音で あるため、簡単には防音対策を施すことが できない。24時間稼働しているため、深夜 に目覚めたり、眠れなかったりする等、毎 日のストレスにより心身症のようになって した。よって、被申請人は、低温倉庫、事 務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲 まで低減するために、以下のとおり対策を講			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						<p>じること。(1)低温倉庫：24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること、(2)事務所及び工場：騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること。</p>			
72	福岡県令和2年(調)第3号事件	テニスコートからの騒音被害防止請求事件	2. 10. 12	福岡県住民1人	福岡県住民1人 食品製造販売会社 テニスクラブ運営会社	<p>申請人は、令和元年10月1日の本件テニスクラブの営業開始後、本件テニスコートを使用してテニスをする人のラリーやスマッシュ時の掛け声やテニスボールの打撃音等に悩まされてきた。テニスコートは、申請人の住居に隣接しており、申請人住居の居間等の窓の方向にある。本件テニスコート使用による騒音は、申請人宅の屋内において45dB、場合によっては55dBを超えることが頻繁にある状況であり、環境基準及び中央環境審議会の定めた騒音影響に関する屋内指針の定められた趣旨をふまえれば、受忍限度を超えていると認められる。また、被申請人A及び被申請人Bは、申請人の苦情を知っており、被申請人Cに対し必要な調査を行い、受忍限度を超える騒音被害や光害発生を防止させる等の対応をとらせる義務を負いながら、何ら対応をすることなく本件テニスコートの使用を許し、申請人の精神的損害の発生を防止しなかったものであり、申請人に対し、連帯して不法行為に基づく損害賠償責任を負担する。よって(1)被申請人は、申請人に対し、連帯して、金240万円及びこれに対する令和元年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(2)本件テニスコートの使用によって、申請人宅の敷地境界に、毎日午前6時から午前8時までの間は50dBを、同午前8時から午後7時までの間は55dBを、同午後7時から午後10時までの間は55dBを、同午後10時から翌日午前6時までの間は45dBを、それぞれ超える騒音を到達させてはならないこと、(3)本調停申立て日の翌日から前項の行為がなくなるまでの間、各月末日限り1か月当たり20万円の割合による金員及びこれに対する当該月の翌月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うこと、(4)本件テニスコートの夜間照明の光線が直接申請人宅に到達しないような遮光工事を行うこと。</p>			
73	福岡県令和3年(調)第1号事件	ガス衣類乾燥機からの騒音等被害防止請求事件	3. 2. 24	福岡県住民1人	福岡県住民1人	<p>ガス衣類乾燥機により排出される音と臭いが、昼間に菜園で作業するとき不快であり、夜中にその排出音で目が覚めて安眠できない。また、夜中に家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音で目が覚めて安眠できない。よって、被申請人は、(1)被申請人宅のガス衣類乾燥機により申請人の敷地に向かって排出される「音と臭い」の軽減(2)被申請人宅の家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音の軽減を行うこと。</p>			
74	佐賀県令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のお	元. 8. 19	佐賀県住民4人	佐賀県(代表者知事) 市(代表者市長)	<p>申請人らは、被申請人の一部が行ってきた井戸水の汚染調査方法に対し不備があり、また、被申請人の一部が実施している次期ごみ処理施設の建設計画により、地下水汚染が拡大し、健康被害を受けるおそれがある</p>	2. 9. 1	調停打ち切り	<p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込</p>

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		それ公害防止請求事件			佐賀県東部環境施設組合	ると考える。よって、被申請人は、地下水汚染の調査の実施と、その間のごみ処理施設建設計画を停止すること。			みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
75	佐賀県令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・振動被害防止請求事件	2. 7. 6	佐賀県住民1人	包装資材製造販売会社	申請人は、道を挟んだ隣地にある工場からの騒音・振動によるストレス・睡眠障害により心身の健康被害を受けているため。よって、被申請人は、工場移転又は工場全改修などの対策を取り、騒音・振動が外に漏れないようにすること。また、これまでの騒音・振動による心身の苦痛に対し、弁償すること。			
76	長崎県令和元年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件	元. 12. 9	福岡県住民1人	建設会社 設計会社 不動産会社	平成30年5月頃から建物に異変が生じ始め、令和元年6月1日、建物の西側に位置する2階中窓が全く開閉出来なくなる。また、1階勝手口の開閉がしづらくなるという状況になった。よって、被申請人は連携して、(1)申請人に対し、金500万円を支払うこと、(2)申請に所有の建物を取り壊すこと、(3)申請人所有の土地の地盤沈下について原状回復工事を行なうこと。	2. 9. 10	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
77	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元. 11. 29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	申請人自宅付近の民宿について、平成24年頃に経営者が変わってから、設置してあるモーターやボイラー等から騒音が発生し始めた。当該騒音により、申請人は平成25年頃から体調不良(睡眠障害、頭痛)が続いている。よって、(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、(2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、(3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、(4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、(5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。			
78	熊本県令和2年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	2. 4. 20	熊本県住民1人	マンション管理組合	申請人宅に隣接するマンションに、令和元年6月から入居した住人の車が駐車時に発生させる騒音(特殊音、重低音)により、身体的及び精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人はマンション1階駐車場の車の配置を変えること、(2)被申請人はマンション1階駐車場の防音対策を講じること。	3. 3. 12	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
79	大分県令和2年(調)第1号事件	発電施設からの粉じん被害防止請求事件	2. 11. 6	大分県住民1人	パイオマス発電会社	申請人は32年ほど前から自動車の板金・塗装業を営んでいるが、被申請人の発電施設へ搬入される木質チップから木くず等が飛散し、塗装したばかりの自動車の表面に付着することにより、事業に支障を来しているため。また、木くず等を吸い込むことによる健康被害をもたらす可能性があるため。よって、被申請人に、(1)非金銭的請求：被申請人が木くず等の飛散防止の抜本的対策をとること、(2)金銭的請求：損害賠償143万4,375円、慰謝料相当額、弁護士費用10万円、将来の保障478万1,250円、(3)上記(1)(非金銭的請求)がかなわず申請人がやむを得ず立ち退くこととなった場合：立退料相当額を要求する。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
80	宮崎県令和元年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	元. 12. 23	宮崎県住民1人	水道管工事会社	被申請人会社は水道管工事業を営んでおり、そこから発生する騒音等により、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、被害発生地域において、(1)側溝を修理し、音が出ないようにすること、(2)周辺を走行する車両の速度を減速させ、車両による騒音を低減すること、(3)無断駐車、停車、Uターン、アイドリング等を規制すること、(4)被害発生地域と市道の境界に、高さ1.5mのブロック壁を設置すること、(5)駐車車両による太陽の反射光、夕方、社員等による申請人宅に向けた車のライト、夜間タクシーによるライト及びUターンを行なう車両のライトを低減すること、(6)車両による排ガス、粉じん等により、身体への影響が懸念されるため、被害発生地域に出入りする車両の台数を減らすこと、(7)防音壁を設置し、資材置場等からの騒音を低減すること、(8)敷地内での出入り口を制限すること、(9)上記措置をとらない場合は、現在地から移転すること。	2. 10. 5	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
81	沖縄県令和2年(調)第1号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	2. 2. 20	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	被申請人らが使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)特定建設作業を行わないこと、(3)特定建設作業以外の作業をする場合は、防音壁設置などの騒音対策をし、なおかつ第一種低層住居専用地域の騒音規制法の上限値の超えない範囲の音で作業すること、(4)作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと、(5)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること、(6)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。	2. 4. 28	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
82	沖縄県令和2年(調)第2号事件	建設会社からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 3	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	車両のエンジン音や通過音、資材の積みおろし等の騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、(1)被申請人らは、作業小屋を除去及び使用しないこと、(2)被申請人らは事務所を除去及び使用しないこと、(3)被申請人らの住所地で屋外での作業をする場合は、正門側に防音壁設置などの騒音対策をし、業務用・従業員通勤用等の全ての車両は裏口を使用すること、(4)被申請人らは騒音対策を十分にした上で、屋外での作業をする場合は、この地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業すること、(5)被申請人らの住所地での作業時間は、作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日は、作業を行わないこと、(6)上記措置が守れなかった場合、直ちに被申請人の住所地での作業を禁止し、現在地から移転すること、(7)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。	2. 9. 18	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
83	沖縄県令和2年(調)第3号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	2. 4. 28	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	被申請人らが使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)特定建設作業を行わないこと、(3)特定建設作業以外の作業をする場合は、防音壁設置などの騒音対策をし、なおかつ第一種低層住居専用地域の騒音規制法の上限値の超えない範囲の音で作業をする	2. 9. 18	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						こと、(4)作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと、(5)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること、(6)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。			